新規上場申請のための四半期報告書

（第27期第２四半期）

自　2022年７月１日
至　2022年９月30日

スカイマーク株式会社

東京都大田区羽田空港三丁目５番10号

目　　次

表　紙

第一部　企業情報
　第１　企業の概況
　　１　主要な経営指標等の推移 …… 1
　　２　事業の内容 …… 2
　第２　事業の状況
　　１　事業等のリスク …… 3
　　２　経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 …… 3
　　３　経営上の重要な契約等 …… 4
　第３　提出会社の状況
　　１　株式等の状況
　　(1) 株式の総数等 …… 6
　　(2) 新株予約権等の状況 …… 6
　　(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等 …… 6
　　(4) 発行済株式総数、資本金等の推移 …… 6
　　(5) 大株主の状況 …… 7
　　(6) 議決権の状況 …… 7
　　２　役員の状況 …… 7
　第４　経理の状況 …… 8
　　１　四半期財務諸表
　　(1) 四半期貸借対照表 …… 9
　　(2) 四半期損益計算書 …… 10
　　第２四半期累計期間
　　(3) 四半期キャッシュ・フロー計算書 …… 11
　　２　その他 …… 16

第二部　提出会社の保証会社等の情報 …… 17

［四半期レビュー報告書］

【表紙】

【提出書類】	新規上場申請のための四半期報告書
【提出先】	株式会社東京証券取引所　代表取締役社長　山道 裕己　殿
【提出日】	2022年11月10日
【四半期会計期間】	第27期第２四半期（自　2022年７月１日　至　2022年９月30日）
【会社名】	スカイマーク株式会社
【英訳名】	Skymark Airlines Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長執行役員　　洞　駿
【本店の所在の場所】	東京都大田区羽田空港三丁目５番10号
【電話番号】	03(5708)8280（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員　財務経理部長　　田上　馨
【最寄りの連絡場所】	東京都大田区羽田空港三丁目５番10号
【電話番号】	03(5708)8280（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員　財務経理部長　　田上　馨

第一部【企業情報】

第１【企業の概況】

１【主要な経営指標等の推移】

回次		第27期 第２四半期累計期間
会計期間		自2022年４月１日 至2022年９月30日
事業収益	（百万円）	40,568
経常利益	（百万円）	4,096
四半期純利益	（百万円）	2,704
持分法を適用した場合の投資利益	（百万円）	―
資本金	（百万円）	100
発行済株式総数	（株）	47,286,000
純資産額	（百万円）	10,561
総資産額	（百万円）	98,817
1株当たり四半期純利益	（円）	57.19
潜在株式調整後１株当たり四半期純利益	（円）	―
１株当たり配当額	（円）	―
自己資本比率	（%）	10.7
営業活動によるキャッシュ・フロー	（百万円）	1,743
投資活動によるキャッシュ・フロー	（百万円）	△144
財務活動によるキャッシュ・フロー	（百万円）	△2,074
現金及び現金同等物の四半期末残高	（百万円）	8,807

回次		第27期 第２四半期会計期間
会計期間		自2022年７月１日 至2022年９月30日
１株当たり四半期純利益	（円）	86.88

（注）１．当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移につきましては記載しておりません。

２．持分法を適用した場合の投資利益につきましては、当社は持分法を適用する関連会社がないため記載しておりません。

３．当社は配当を行っておりませんので、１株当たり配当額については記載しておりません。

４．潜在株式調整後１株当たり四半期純利益につきましては、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

５．当社は、第26第２四半期累計期間については四半期財務諸表を作成していないため、第26期２四半期累計期間に係わる主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

２【事業の内容】

当第２四半期累計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

第２【事業の状況】

１【事業等のリスク】

当第２四半期累計期間における新たな事業等のリスクの発生、または、新規上場申請のための有価証券報告書（Ｉの部）に記載した事業等のリスクについての重要な変更はございません。

（継続企業の前提に関する重要事象等について）

当社は、2020年初頭からの新型コロナウイルス感染拡大の影響により、第25期及び第26期において事業収益の減少や事業総損失の発生、営業活動によるキャッシュ・フローがマイナスになる等、甚大な影響を受けました。加えて、当社は第27期第２四半期累計期間末日において当社の事業計画に基づき17,395百万円の繰延税金資産を計上しており、これは同期間末日における株主資本合計6,889百万円と比較して多額となっております。これまでのかかる財務状況に照らして、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在していると外形的に判断されると考えておりますが、当該重要事象等を解消、改善するための対応策として、以下に掲げる手元流動性の確保、資本の増強、事業の収益改善及び費用削減等の施策を行い、財務状況の安定化を図って参りました。

例えば、当社では、金融機関とのシンジケート・ローン契約に基づき合計30,000百万円の借入を行い手元流動性を確保しました。この借入については感染症拡大の収束状況を適切に見極めた上で長期借入の借換をすべく、期間を１年間としておりましたが、足もとで継続的な収束の兆しが見えてきたため次年度以降長期借入への借換を行う方針であります。また、第26期において既存株主を引受先とする総額2,000百万円の第三者割当増資を実施するとともに、株式会社日本政策投資銀行及び株式会社商工組合中央金庫から合計3,000百万円の資本性劣後ローンの借入を行うなど資本増強にも努めております。加えて、航空機リース契約の見直し、国際線の休止継続、人件費の抑制、整備計画の精査及びその他徹底したコスト削減等の各種施策に取り組んできた結果、各種施策が奏功し、回復する移動需要に対応して万全な供給体制を整えたことで多くのお客様にご搭乗いただき、第27期第２四半期累計期間においては純利益として2,704百万円、現金及び預金として8,807百万円と十分な金額を確保しております。これらを踏まえて、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないと判断し、財務諸表等への注記は記載しておりません。

今後もより多くのお客様にご搭乗いただくため、より一層の経営努力に励み、引き続き各種施策が奏功すること及び本件公募増資等による財務基盤の強化を通じて、第27期末においては継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況も解消される見込みであると考えております。

２【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において判断したものであります。なお、当社は、前第２四半期累計期間については四半期財務諸表を作成していないため、前年同四半期累計期間との比較分析を行っておりません。

（１）経営成績の状況

当第２四半期累計期間における経営環境は、新型コロナウイルス感染症第７波の影響に加えて、急激な為替相場の変動による円安や、ロシア・ウクライナ問題に起因する資源価格の高騰など、先行き不透明な状況が続きました。

新型コロナウイルス感染症については、第７波による感染者の増加はあれど、これまでの感染拡大時とは異なり、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置による行動制限が行われなかったことで、第１四半期こそ前期末までの行動制限の影響を受けたものの、第２四半期にかけては旅客需要の回復が進みました。

こうした状況を受けて、当社は着実に回復してきている需要をとりこぼさないよう７月以降は、２年５カ月ぶりとなる国内線全便運航を再開しました。７月の搭乗率は73.2％と、前年同月比で22.2ポイント上昇し、8月の搭乗率は80.1％と前年同月比で31.2ポイント上昇しました。

お盆期間中（８月６日から８月16日までの11日間）における旅客数は前年同期比53.9％増の約25万人で、コロナ禍前の2019年度の同期間と比べて96.4％と高い搭乗率になり、回復する移動需要に対応して万全な供給体制を整えたことで、多くのお客様にご搭乗いただくことができました。

また、当社では地域の魅力をより多くのお客様に発信するため、「そらとぶピカチュウプロジェクト」に賛同しております。その一環として、「ピカチュウジェットと夏の思い出を作ろうキャンペーン」を夏休み期間中に行い、対象便にご搭乗頂く回数に応じてオリジナルプレゼントが当たるキャンペーンを実施し、多くのお客様にお楽しみいただきました。

さらに当社では、2022年冬ダイヤより、羽田＝福岡線、札幌（新千歳）=福岡線をそれぞれ１日１往復増便し、

冬休み期間に向けて移動需要の取り込みに努めるほか、ご好評頂いているピカチュウジェットを使ったキャンペーン施策や特別セール等の増収施策を実施し、増収に努めてまいります。

（運航体制等の状況）

こうした旅客需要の波に対応すべく、当社においては機動的に運航便数の調整を行い、変動費の抑制に努めました。

（事業収益及び営業費用の状況）

当第２四半期累計期間においては、上記のとおり旅客需要の回復もあり、有償旅客数は3,219,963名（前年同期比75.7％増）、事業収益は40,568百万円（同100.9％増）となりました。事業費につきましては、運航便数の増加に伴う航空燃料費、空港使用料等の変動費の増加により36,338百万円（同29.8％増）となりました。当第２四半期累計期間における営業利益は1,643百万円（前年同期は10,117百万円の営業損失）、経常利益は円安に伴う為替差益の影響で4,096百万円（前年同期は9,759百万円の経常損失）、四半期純利益は2,704百万円（前年同期は9,875百万円の四半期純損失）となりました。

（２）財政状態の分析

当第２四半期会計期間末の資産合計は98,817百万円となり、前事業年度末に比べ5,258百万円増加しました。これは主に、前事業年度末と比較し円安水準であったことから、外貨建ての長期預け金が7,394百万円増加したことによるものです。負債合計は88,255百万円となり、前事業年度末に比べ3,996百万円増加しました。これは主に、航空券の販売拡大により契約負債が4,138百万円増加したことによるものです。純資産合計は10,561百万円となり、前事業年度末に比べ1,262百万円増加しました。これは主に四半期純利益の計上により利益剰余金が2,704百万円増加し、繰延ヘッジ損益が1,442百万円減少したことによるものです。

（３）キャッシュ・フローの状況

当第２四半期会計期間末における現金及び現金同等物残高は、8,807百万円となりました。当第２四半期累計期間における各キャッシュ・フローの状況と増減は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果獲得した資金は1,743百万円となりました。これは主に税引前四半期純利益の計上2,883百万円、定期整備引当金の増加額4,111百万円、長期預け金の増加額7,394百万円、契約負債の増加額4,138百万円等によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は144百万円となりました。これは主に、有形固定資産の取得による支出116百万円、敷金保証金の差入による支出33百万円によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果使用した資金は2,074百万円となりました。これは主に短期借入金の返済による支出2,000百万円、リース債務の返済による支出74百万円によるものであります。

３【経営上の重要な契約等】

１.シンジケートローン(30,000百万円)の借入期間１年延長に係る変更契約の締結

既存のシンジケートローン契約は、2022年７月29日をもって契約期間満了となる中、新型コロナウイルス感染症のさらなる拡大に備えるため、借入期間を１年延長すべく2022年７月27日において変更契約を締結いたしました。

なお、変更後の契約満了日は2023年７月31日となっております。その他重要な契約内容の変更等はありません。

また、当該シンジケートローン契約には次の財務制限条項が付されております。

① 貸借対照表上の株主資本の部の金額を金融機関において資本性が認められる劣後ローンを含み以下の水準に維持すること。

2022年12月 25億円以上

2023年３月 50億円以上

② 2022年12月及び2023年３月決算期末日における貸借対照表上の純資産の部の金額を金融機関において資本性が認められる劣後ローンを含み零以上に維持すること。

③ 2022年９月末、12月末、2023年３月末における貸借対照表上の現預金の金額から、「２．コミットメントライン契約」に記載のコミットメントラインからの借入金額を除いて、50億円以上に維持すること。

２．コミットメントライン(2,000百万円)契約の締結

既存のコミットメントライン契約が2022年７月29日をもって契約期間満了となる中で、引き続き新型コロナウイルス感染症をはじめとする不測の事態による流動性リスクに備えるため、改めて2022年７月29日において契約期間を１年間とするコミットメントライン契約を締結いたしました。

なお、変更後の契約満了日は2023年7月31日となっております。既存のコミットメントライン契約からの重要な契約内容の変更等はありません。

また、当該コミットメントライン契約には次の財務制限条項が付されております。

① 貸借対照表上の株主資本の部の金額を金融機関において資本性が認められる劣後ローンを含み以下の水準に維持すること。

2023年３月 50億円以上

② 2022年12月及び2023年３月決算期末日における貸借対照表上の純資産の部の金額を金融機関において資本性が認められる劣後ローンを含み零以上に維持すること。

③ 2022 年９月末、12 月末、2023 年３月末における貸借対照表上の現預金の金額から、本コミットメントライン契約からの借入金額を除いて、50 億円以上に維持すること。

第３【提出会社の状況】

１【株式等の状況】

（１）【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	180,000,000
計	180,000,000

②【発行済株式】

種類	第２四半期会計期間末現在発行数（株）（2022年９月30日）	提出日現在発行数（株）（2022年11月10日）	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	47,286,000	47,286,000	非上場	単元株式数100株
計	47,286,000	47,286,000	－	－

（注）当社の株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を要する旨定款に定めております。

（２）【新株予約権等の状況】

①【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

②【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

（３）【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

（４）【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数（株）	発行済株式総数残高（株）	資本金増減額（百万円）	資本金残高（百万円）	資本準備金増減額（百万円）	資本準備金残高（百万円）
2022年７月１日～2022年９月30日	－	47,286,000	－	100	－	－

（５）【大株主の状況】

2022年９月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(百株)	発行済株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合（%）
インテグラル２号投資事業有限責任組合	東京都千代田区丸の内一丁目９番２号	203,007	42.93
ＵＤＳエアライン投資事業有限責任組合	東京都千代田区大手町一丁目９番６号	157,935	33.40
ＡＮＡホールディングス株式会社	東京都港区東新橋一丁目５番２号	78,021	16.50
Integral Fund Ⅱ(A)L.P.	P.O. Box 309, Ugland House, Grand Cayman, KY1-1104, Cayman Islands	22,443	4.75
インテグラル２号ＳＳ投資事業有限責任組合	東京都千代田区丸の内一丁目９番２号	11,452	2.42
計	－	472,860	100.00

（６）【議決権の状況】

①【発行済株式】

2022年９月30日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	－	－	－
議決権制限株式（自己株式等）	－	－	－
議決権制限株式（その他）	－	－	－
完全議決権株式（自己株式等）	－	－	－
完全議決権株式（その他）	（普通株式）47,285,800	472,858	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	（普通株式）200	－	－
発行済株式総数	47,286,000	－	－
総株主の議決権	－	472,858	－

②【自己株式等】

該当事項はありません。

２【役員の状況】

該当事項はありません。

第４【経理の状況】

１．四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づき作成しております。

２．監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第216条第６項の規定に基づき、第２四半期会計期間（2022年７月１日から2022年９月30日まで）及び第２四半期累計期間（2022年４月１日から2022年９月30日まで）に係る四半期財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

３．四半期連結財務諸表について

当社は、子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1 【四半期財務諸表】

（1）【四半期貸借対照表】

（単位：百万円）

	当第２四半期会計期間 （2022年９月30日）
資産の部	
流動資産	
現金及び預金	8,807
営業未収入金	4,746
貯蔵品	22
前払費用	3,248
未収入金	1,201
その他	5,505
流動資産合計	23,532
固定資産	
有形固定資産	
航空機材（純額）	12,017
その他（純額）	2,461
有形固定資産合計	14,478
無形固定資産	427
投資その他の資産	
長期預け金	38,176
敷金及び保証金	3,707
繰延税金資産	17,395
長期前払費用	203
その他	894
投資その他の資産合計	60,378
固定資産合計	75,284
資産合計	98,817
負債の部	
流動負債	
短期借入金	※1 30,000
営業未払金	3,042
契約負債	10,803
未払法人税等	16
定期整備引当金	14,456
賞与引当金	699
その他	4,565
流動負債合計	63,584
固定負債	
長期借入金	3,000
定期整備引当金	16,440
返還整備引当金	3,604
資産除去債務	436
その他	1,190
固定負債合計	24,670
負債合計	88,255
純資産の部	
株主資本	
資本金	100
資本剰余金	4,084
利益剰余金	2,704
株主資本合計	6,889
評価・換算差額等	
繰延ヘッジ損益	3,672
評価・換算差額等合計	3,672
純資産合計	10,561
負債純資産合計	98,817

（２）【四半期損益計算書】

【第２四半期累計期間】

（単位：百万円）

	当第２四半期累計期間 （自　2022年４月１日 至　2022年９月30日）
事業収益	40,568
事業費	36,338
事業総利益	4,229
販売費及び一般管理費	※ 2,586
営業利益	1,643
営業外収益	
違約金収入	338
助成金収入	120
為替差益	2,491
その他	84
営業外収益合計	3,034
営業外費用	
支払利息	242
支払手数料	329
その他	9
営業外費用合計	581
経常利益	4,096
特別損失	
減損損失	1,212
特別損失合計	1,212
税引前四半期純利益	2,883
法人税、住民税及び事業税	16
法人税等調整額	162
法人税等合計	179
四半期純利益	2,704

（３）【四半期キャッシュ・フロー計算書】

（単位：百万円）

	当第２四半期累計期間 （自　2022年４月１日 至　2022年９月30日）
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前四半期純利益	2,883
減価償却費	1,195
減損損失	1,212
賞与引当金の増減額（△は減少）	699
定期整備引当金の増減額（△は減少）	4,111
返還整備引当金の増減額（△は減少）	636
受取利息	△0
支払利息	242
為替差損益（△は益）	△463
固定資産売却益	△0
固定資産除却損	2
売上債権の増減額（△は増加）	△1,266
貯蔵品の増減額（△は増加）	△3
前払費用の増減額（△は増加）	270
未収入金の増減額（△は増加）	△737
長期預け金の増減額（△は増加）	△7,394
仕入債務の増減額（△は減少）	△3,086
契約負債の増減額（△は減少）	4,138
未払金の増減額（△は減少）	△1,114
未収消費税等の増減額（△は増加）	184
未払消費税等の増減額（△は減少）	42
その他	467
小計	2,019
利息及び配当金の受取額	0
利息の支払額	△242
法人税等の支払額	△33
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,743
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△116
有形固定資産の売却による収入	0
敷金及び保証金の差入による支出	△33
敷金及び保証金の回収による収入	2
関係会社の清算による収入	1
投資活動によるキャッシュ・フロー	△144
財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入金の返済による支出	△2,000
リース債務の返済による支出	△74
財務活動によるキャッシュ・フロー	△2,074
現金及び現金同等物に係る換算差額	0
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	△475
現金及び現金同等物の期首残高	9,282
現金及び現金同等物の四半期末残高	※ 8,807

【注記事項】

（会計方針の変更）

（時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用）

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号　2021年６月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を第１四半期会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-２項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。

なお、これによる当第２四半期累計期間の四半期財務諸表に与える重要な影響はありません。

（追加情報）

（新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う会計上の見積りについて）

当第2四半期累計期間において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大や収束時期等を含む会計上の見積りの仮定について重要な変更はありません。

（四半期貸借対照表関係）

当社は、新型コロナウイルス感染症再拡大等に備えるため、下記の通りシンジケートローンの借換及びコミットメントライン契約の締結を行っております。

※１．シンジケートローン（30,000百万円）の借入期間１年延長に係る変更契約の締結

既存のシンジケートローン契約は、2022年７月29日をもって契約期間満了となる中、新型コロナウイルス感染症のさらなる拡大に備えるため、借入期間を１年延長すべく2022年７月27日において変更契約を締結いたしました。

なお、変更後の契約満了日は2023年７月31日となっております。その他重要な契約内容の変更等はありません。

また、当該シンジケートローン契約には次の財務制限条項が付されております。

① 貸借対照表上の株主資本の部の金額を金融機関において資本性が認められる劣後ローンを含み以下の水準に維持すること。

2022年12月 25億円以上

2023年３月 50億円以上

② 2022年12月及び2023年３月決算期末日における貸借対照表上の純資産の部の金額を金融機関において資本性が認められる劣後ローンを含み零以上に維持すること。

③ 2022年９月末、12月末、2023年３月末における貸借対照表上の現預金の金額から、「２．コミットメントライン契約」に記載のコミットメントラインからの借入金額を除いて、50億円以上に維持すること。

※２．コミットメントライン（2,000百万円）契約の締結

既存のコミットメントライン契約が2022年７月29日をもって契約期間満了となる中で、引き続き新型コロナウイルス感染症をはじめとする不測の事態による流動性リスクに備えるため、改めて2022年７月29日において株式会社みずほ銀行、株式会社三井住友銀行、株式会社りそな銀行をアレンジャーとして契約期間を１年間とするコミットメントライン契約を締結いたしました。

なお、変更後の契約満了日は2023年７月31日となっております。既存のコミットメントライン契約からの重要な契約内容の変更等はありません。

また、当該コミットメントライン契約には次の財務制限条項が付されております。

① 貸借対照表上の株主資本の部の金額を金融機関において資本性が認められる劣後ローンを含み以下の水準に維持すること。

2023年３月 50億円以上

② 2022年12月及び2023年３月決算期末日における貸借対照表上の純資産の部の金額を金融機関において資本性が認められる劣後ローンを含み零以上に維持すること。

③ 2022年９月末、12月末、2023年３月末における貸借対照表上の現預金の金額から、本コミットメントライン契約からの借入金額を除いて、50億円以上に維持すること。

当第２四半期会計期間におけるコミットメントライン契約に係る借入未実行残高は以下のとおりであります。

	当第２四半期会計期間 （2022年９月30日）
コミットメントラインの総額	2,000　百万円
借入実行残高	－
差引額	2,000

（四半期損益計算書関係）

※　販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	当第２四半期累計期間 （自　2022年４月１日 至　2022年９月30日）
販売手数料	370百万円
広告宣伝費	57
給与手当等	509
支払手数料	446
情報システム費	191
業務委託費	284
賞与引当金繰入額	54

（四半期キャッシュ・フロー計算書関係）

※　現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は次のとおりであります。

	当第２四半期累計期間 （自　2022年４月１日 至　2022年９月30日）
現金及び預金勘定	8,807百万円
現金及び現金同等物	8,807

（株主資本等関係）

当第２四半期累計期間（自　2022年４月１日　至　2022年９月30日）

１．配当に関する事項

該当事項はありません。

２．株主資本の著しい変動に関する事項について

当社は、2022年６月27日開催の定時株主総会において、欠損填補を目的とするその他資本剰余金の減少及び剰余金の処分について決議いたしました。この結果、その他資本剰余金6,815百万円を減少し、この減少額を繰越利益剰余金に振り替えることにより、欠損填補を行いました。

なお、これによる株主資本の合計額への影響はありません。

（セグメント情報等）

【セグメント情報】

当第２四半期累計期間（自　2022年４月１日　至　2022年９月30日）

当社の事業セグメントは、航空事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

（収益認識関係）

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

（単位：百万円）

	事業セグメント（航空事業）
	当第２四半期累計期間 （自　2022年４月１日 至　2022年９月30日）
航空事業収入	39,334
貨物運送収入	16
附帯事業収入	1,217
合計	40,568

（１株当たり情報）

１株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第２四半期累計期間 （自　2022年４月１日 至　2022年９月30日）
１株当たり四半期純利益	57円19銭
（算定上の基礎）	
四半期純利益（百万円）	2,704
普通株主に帰属しない金額（百万円）	―
普通株式に係る四半期純利益（百万円）	2,704
普通株式の期中平均株式数（株）	47,286,000

（注）潜在株式調整後１株当たり四半期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

（重要な後発事象）

1.資本性劣後ローン契約の条件変更について

当社は本書提出日現在、東京証券取引所グロース市場への株式上場を予定しておりますが、上場に伴う新株式の発行及び株式の売出しにあたり、2021年９月28日付で株式会社日本政策投資銀行を相手方として締結した資本性劣後ローン契約における既存株主の持分比率維持等、上場にあたって阻害要因となる条項について削除することを2022年11月２日開催の取締役会において決議し、2022年11月８日付で当該旨の覚書を株式会社日本政策投資銀行と締結いたしました

なお、当該覚書には当社が2022年12月14日に上場を行わないこととなった場合には当該覚書が無効となる解除条件が付されております。

2.資本性劣後ローンの期限前弁済について

１に記載の新株式を発行するにあたり、当社は2022年11月２日開催の取締役会において、新株式発行による増資資金を原資として、株式会社日本政策投資銀行より借入を行っている資本性劣後ローン2,000百万円につき、2022年12月14日付でその全額を期限前弁済することを決議し、2022年11月８日付で当該旨の覚書を締結いたしました。

なお、当該覚書には当社が2022年12月14日に上場を行わないこととなった場合には当該覚書が無効となる解除条件が付されております。

3.コミットメントライン契約の閉鎖について

２に記載の資本性劣後ローンの返済に伴い、当社は2022年７月29日に株式会社みずほ銀行、株式会社三井住友銀行及び株式会社りそな銀行を相手方として締結した2,000百万円のコミットメントライン契約を閉鎖することを決議し、2022年11月２日付で各行へ当該旨の通知をいたしました。

なお、当該通知に係る通知書には、当社が２に記載の資本性劣後ローンの全額弁済を行わないこととなった場合には無効となる解除条件が付されております。

4.株式発行と同時の資本金の額及び資本準備金の額の減少について

当社は、2022年11月10日開催の取締役会において、新株式の発行（以下、「本件公募増資等」という）及び本件公募増資等と同時に、資本金の額を150億円（ただし、当該新株式発行により増加する資本金の額が150億円を下回る場合は、当該金額）、資本準備金の額を150億円（ただし、当該新株式発行により増加する資本準備金の額が150億円を下回る場合は、当該金額）をそれぞれ減少し、その他資本剰余金へ振り替えることを決議しております。

上記資本金及び資本準備金の額の減少（以下、「本件減資等」という。）は、会社法第447条第１項及び第３項並びに第448条第１項及び第３項の規定に基づき資本金及び資本準備金の額の減少を上記のとおり行った上で、それぞれの全額をその他資本剰余金に振り替えるものです。本件減資等は、本件公募増資等と同時に、これにより増額する限度で行うものであるため、本件公募増資等の資本金の額及び資本準備金の額は、本件公募増資等前の資本金の額及び資本準備金の額をそれぞれ下回りません。

当社を含む航空業界は、2020年初頭以降の新型コロナウイルス感染症の世界的な流行により、旅客需要が激減したことから大きな影響を受けております。現在、旅客需要は感染流行の波とともに増減を繰り返しながらも段階的に回復の傾向が見られるものの、当社においては、新型コロナウイルス感染症による影響からの回復及び今後の更なる成長を図るため、財務基盤の強化及びこれに伴う投資余力の拡大等が急務となっております。このような状況の中、当社としては、本件公募増資等によって財務基盤の強化及びこれに伴う投資余力の拡大等を図るとともに、併せて、本件減資等を実施することにより、当社の資本金の額は本件公募増資等後も引き続き１億円となるため、法人税法上の中小法人等として、過去10年以内に生じた繰越欠損金について課税所得の全額まで控除が可能となるなど、税法上、いわゆる中小企業向けの措置の適用を受けることが引き続き可能となります。これにより、本件公募増資等だけでなく、本件減資等についても、当社のキャッシュ・フローなどの財務基盤の強化及びこれに伴う投資余力の拡大等に資するものと考えております。また、当社としては、本件公募増資等本件減資等を通じて、財務基盤の強化及びこれに伴う投資余力の拡大等を図るとともに、増加する資本金及び資本準備金を資本剰余金に振り替えることは、将来的な選択肢としての株主への利益還元を含めた資本政策の柔軟性を確保することにも繋がると考えております。

２【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2022年11月10日

スカイマーク株式会社

取締役会　御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　小池一英

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　萬政広

監査人の結論

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第216条第6項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているスカイマーク株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第27期事業年度の第2四半期会計期間（2022年7月1日から2022年9月30日まで）及び第2四半期累計期間（2022年4月1日から2022年9月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書、四半期キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、スカイマーク株式会社の2022年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

強調事項

注記事項（重要な後発事象）に記載されているとおり、会社は2022年11月10日開催の取締役会において、上場に伴う公募増資と同時に資本金及び資本準備金の額の減少を行う旨を決議している。

当該事項は当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

四半期財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表

の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 四半期財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上